

平成28年度 天龍村社会福祉協議会事業計画

＜基本理念＞

信州最南端に位置した天龍村の福祉を総合的に担う組織として、地域に密着した温もりのあるサービスを実践し、信頼と安全性をより高めるために職員一丸となり福祉事業の推進に貢献する。

＜運営方針＞

社会福祉法人を取り巻く環境は、今大きく変化しています。国からの新たな方針の主な内容は、公益性・非営利性の徹底及び地域社会への貢献です。従来にも増す、事業運営の透明性の向上を図り、「在宅」を基本とした福祉政策のもと、地域福祉の更なる充実が求められます。加速化する少子高齢化に伴う、村の人口構成の変化（高齢化）はとどまることなく、当法人の将来の運営にもさまざまな角度から多大なる影響が見込まれます。社会全体で担う仕組とした介護保険制度も、余儀なく改正がどんどん行われ、小規模な施設運営はもとより、従来まで安定した運営が出来ていた特別養護老人ホームの運営さえ危ぶまれて参りました。介護ビジネスが本格化され多くの民間サービス業者が介護市場へ参入し新たなユニット化された施設とも比較をされ、選ばれる施設として生き残れるか、看護師、介護員の確保の問題等も益々深刻化しております。

また、養護老人ホームに於きましても、措置制度そのものの見直しに基づく制度改正による影響は大きく、措置入所待機者が下伊那には全く無く、昨年度から定員割れが生じており、先行きが不安な状況になりました。

将来にわたって、安定した持続可能な運営が見込めるような根本的な見直しを図るべく、村当局と懇談・検討・協議を行う必要性があり、未来へつなげる転換の年になるうかと考えます。

地域の皆様の支えで築きあげてきた社会福祉協議会の経営責任と役割を重視し、高齢者のお世話を通じて利用者及び家族との個々の信頼を深め、利用率の向上を推進し、地域に密着した運営の継続を図ります。

＜28年度事業の重点項目＞

- 社会福祉法一部改正に関する法律が施行されることに伴い、社会福祉法人制度改革がいよいよ始まります。経営組織の強化、透明性の確保、財務規律の強化（いわゆる内部留保の位置づけ及び福祉サービスへの再投下）、地域における公益的な取り組みを実施する責務が主な内容となっておりますが、その改正を受け、適切に対応するため取り組みます。
- 法改正で、訪問介護と通所介護の予防給付は、介護予防・日常生活支援総合事業「いわゆる新しい総合事業」として、地域支援事業に移行することになりますが、当村では、平成29年4月に移行の予定です。それまでに、具体的な検討や準備が必要であり、積極的に関わるようにします。
- 新規人材確保の推進
現在、正職員数は、20代が8人、30代が8人、40代が8人、50代が17人と、若年層が少なく、また、今年度定年退職者が4名おりますので、各学校へ訪問又、ホームページを利用し、人材の確保に努めます。
- 資格取得支援制度の創設
看護師及び准看護師はもとより、他の資格取得支援制度の整備を検討し、職員の資質向上の支援に努めます。
- 行政との協議
随時社協の運営状況の報告等を行う中で行政と連絡を密に行い協議していく。

各拠点の取り組み

＜本部拠点＞

法人運営

- ・理事会・評議員会の開催
- ・全職員が協力し合い、効率的な事業運営に努め、組織力、運営の強化を図る。
- ・天龍村社協ホームページを開設し、各種公表を行う。
- ・社協だよりの発行(年2回)

地域福祉活動事業

- ・ 配食サービス事業 (週2回 火・木) 1食 500円
 宅配弁当を手渡しでお配りし、一人暮らし高齢者の食の確保と安否確認を兼ねて実施します。

- ・ お達者総菜宅配事業 （月2回 第2・第4 金曜日）
おかず（1食200円天ぷら・煮物・おひたし等4品くらい）を手渡しでお配りし、高齢者とコミュニケーションを図り孤立防止や自立の継続を図る事を目的で実施します。年末にはクリスマスケーキなどを添え、季節感と温もりのある支援を行います。
- ・ 家族介護者交流会
年1回、在宅介護者の方のリフレッシュを兼ねて、交流会を行い在宅介護の支援を図ります。
- ・ ボランティア育成事業
県福祉大会への参加
飯伊ブロックボランティア交流研修会への参加
村内ボランティア交流会
ボランティア保険加入
- ・ 生活福祉基金貸付事業の相談窓口
県社協の生活福祉基金貸付事業の相談、受付対応
- ・ まいさぼ飯田の出張相談窓口
27年4月から生活困窮者自立支援法施行に伴い、県社協と飯田市社協が受託運営をし、町村社協は出張相談所となり、生活困窮者への相談支援等を行います。
- ・ 日常生活自立支援制度への周知・取り組み
成年後見制度に当てはまらない、認知症や知的・精神の障がい等のために判断能力が多少衰えた日常生活上の判断に不安がある方への、福祉サービスの利用申し込みの援助や、日常生活における金銭管理を援助するサービスの周知を行います。

在宅福祉サービス事業

道路運送法により、公共交通機関を利用することが困難な地域の高齢者や障害者に福祉バスとして運行し、外出の利便を図る運送手段として、村からの委託により事業を実施します。

(月) 原地区 45日 (水) 神原地区 48日 (金) 上平地区 51日
年間稼働日数 144日 利用代金 往復200円 (村の収入)

共同住宅管理受託事業

高齢者生活福祉センターの運営に関し、管理を村から委託され実施します。利用者の現状の把握に努め、また、村住民課との連絡を密に行い、また昨年度から、

利用者の熱中症対策として、夏季の期間お茶飲み会及び避難訓練を実施しており、今年度も継続して取り組み、利用者の安心と安全の確保に努めます。

共同募金配分事業

共同募金支会から委員会へ移行初年度にあたり、共同募金改革の一環として、共同募金配分金を、公募制にするよう具体的に準備を進めていきます。

その他の団体活動支援事業

遺族会・老人クラブ・身障協・婦人会

各種団体の事務局を担当し、団体の活動を側面から支援します。

訪問介護事業

利用者が住み慣れた家で、自分らしく生活できる様、本人はもとより家族の意向を最大限尊重し、介護支援事業所と情報を共有しながら利用者に寄り添ったサービスの提供ができるよう努め支援します。

また、平成13年から使用してきた車輛が老朽化により、安全確保の為、新規入替えをします。

訪問生活支援事業

高齢弱者及び障がいのある方で、日常生活に関し何らかの支援を必要とする方に、自立した生活が継続できるよう援助し、村包括支援センターと連携を図りながら、個々の介護状態への進行を予防するために支援します。

通所介護事業

当年度より地域密着型通所介護事業所となり、県指定から村指定へと形は変わりますが、当デイサービス事業の運営方針である〈親切に・丁寧に・誠実に・安全に〉を遵守し介護の実践に心がけ、利用者の生きがいとなる施設を目標に、通所を通して他の利用者との交流を図る事により、在宅の高齢者の生活にメリハリを持っていただくとともに、能力に応じた個々の生活を保持できるよう、月2回程度の運動教室の開催、その他の利用日には室内レクリエーション等を取り入れ、良質なサービスを提供できるように工夫します。

介護報酬改定による減収により厳しい運営の中ではありますが、地域のニーズに応えられるような良質なサービスの提供の確保、多様化する利用者に行き届いた支援が出来るよう努めて運営をします。

生きがい活動通所介護支援受託事業

村の包括支援センターと連携を図る中、高齢者の生活の支援となるよう通所介護サービスを実施し、家庭内でも生き生きとした生活が続けられるように、健康体操、レクリエーション等楽しみながら出来る健康維持に有効なサービスを行います。

介護支援事業

利用者の生まれ育った地域で、医療、福祉、介護と連携しながら、その人らしく生活していけるように考えております。

この村は、離れた場所にいくつもの集落が点在している地理的条件に加え、その、子供達も遠方に住んでいて、親を支える気持ちや時代背景もどんどん変わってきています。そんな中で平成37年には認知症の高齢者が全国で700万人となることが予想されています。地域の住民の支えや、就労機関、各種団体の社会資源を大切にしながら、ケアプランの提供をしていきたいと考えています。

<特養拠点>

特養建設から30年の経年により、消防法による灯油地下タンク設備の更新やエレベーター部品の一部供給停止に対応し、施設及び利用者の安心安全を図ります。

指定介護老人福祉施設事業

平成27年度からの法改正に伴う介護報酬の大幅減に加え、入所待機者数が減少傾向にある中、大変厳しい運営が予想されますが、新たな介護報酬加算を取り入れる工夫を行い、本入所の稼働率が低下しないよう努め、安定した収入確保を図るとともに、施設介護サービス計画に基づき、入所者の心身状態に応じ可能な限り自律した生活ができるよう支援します。また、年間を通じた感染症の予防、蔓延防止対策に努め、更に褥瘡ゼロを目指した取り組みの継続などに重点を置き、介護支援専門員の適切なケアプランに従い、明るく、楽しく、安らぎのある生活の場となるような介護サービスを提供し、四季折々の行事や季節感のある食事を提供するなど、利用者それぞれの「生活の場」として、心のこもったサービスの提供に努めます。また、介護事故の発生防止に努めるとともに、介護技術等の研修により職員の資質向上を図り、介護員等の資格取得を積極的に推進します。

短期入所生活介護事業

利用者の在宅介護の家族負担軽減を図るとともに、利用者及び利用者家族の安

心と、癒やしの期間となるよう親しみ深く接し、親切で丁寧な対応により、利用者の身体機能低下防止や感染症の予防に努め、寂しさを感じる事の無い楽しい日々となるサービスを提供します。また、短期利用者が減少傾向にあるため、近隣関係機関との連絡をより恒常化し、介護支援事業所等と密に連絡、連携し、空床の減少に努めます。

<養護拠点>

平成18年度より従来の措置事業に加え介護保険事業を併用し、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。平成27年度の介護保険制度の改定による介護報酬減少が懸念されましたが、その影響も最小限に留まった一方で、入所希望者の減少により、年度当初より欠員が生じる事態が見込まれ、それにより安定した収入の確保が難しくなる現状に直面しており、将来的に、定員の見直しが必要になってきております。

しかしながら、利用者へのサービスの向上が低下することなく、利用者それぞれの状態、能力に応じ、希望に沿った日常生活を安心して送ることができる施設となるよう努めます。

措置事業

措置事業では、おおむね 65 歳以上で、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を対象に、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援します。

特定施設入所者生活介護事業

特定施設入所者生活介護事業では、養護老人ホームの入所者で、要介護者・要支援者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けながら、介護保険を摘要し、日常生活が送れるよう支援します。

短期入所生活介護受託事業

短期入所生活介護受託事業では、家庭で高齢者の介護をされている方が、冠婚葬祭、病気、事故、介護疲れ等の理由により、一時的に介護できない場合に短期入所してもらい、家族に代わり介護をします。また、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、自宅にこもりきりの孤立感の解消や心身機能の維持回復を図り、家族の介護の軽減など支援します。